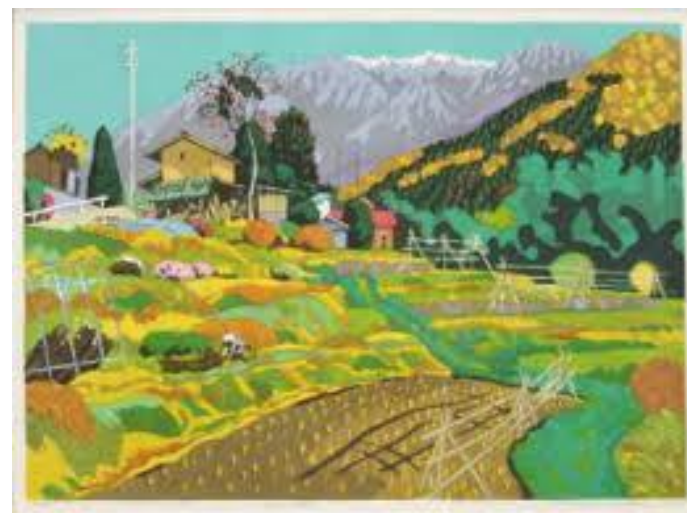


キャリアデザイン入門

人権と差別



長野県教育委員会事務局 心の支援課 人権支援係
主任指導主事 林 尚之



人権教育とは…



ニュース記事より

- サッカーJ1選手が交際相手にDVで逮捕
- 「同性愛で足立区が減ぶ」区議会議員の発言

- 大坂なおみ選手 黒人差別抗議マスク
- 「この顔にピンと来たらコロナ注意！」
- 「テラスハウス」木村さんの母親が人権侵害を申し立て

- ブラック校則



ニュース記事より ⇒ 人権侵害

- サッカーJ1選手が交際相手にDVで逮捕 ⇒ 女性
- 「同性愛で足立区が減ぶ」区議会議員の発言
⇒ 性的指向及び性同一性障害
- 大坂なおみ選手 黒人差別抗議マスク ⇒ 人種差別
- 「この顔にピンと来たらコロナ注意！」 ⇒ コロナ差別
- 「テラスハウス」木村さんの母親が人権侵害を申し立て
⇒ 人格権の侵害（名誉棄損）
- ブラック校則 ⇒ 自由権の侵害



なぜ、差別は起こるのか

差別しないためには...

○相手の気持ちを思いやる

○正しい知識を身に付ける



本日の予定

- 人権教育の国際、国内の動向
- 長野県の人権教育についての施策
- 長野県教育委員会の施策
- 学校における人権教育等
- あなたの心の中にある差別



人権教育の国際、国内の動向



世界人権宣言とは...

- 第1条 みんな仲間だ
- 第2条 差別はいやだ
- 第3条 安心して暮らす
- 第4条 奴隷はいやだ
- 第5条 拷問はやめろ
- 第6条 みんな人権をもっている
- 第7条 法律は平等だ
- 第8条 泣き寝入りはしない
- 第9条 簡単に捕まえないで
- 第10条 裁判は公正に
- 第11条 捕まっても罪があるとはかぎらない
- 第12条 ないしょの話
- 第13条 どこにでも住める
- 第14条 逃げるのも権利
- 第15条 どこの国がいい？
- 第16条 ふたりで決める
- 第17条 財産をもつ
- 第18条 考えるのは自由
- 第19条 言いたい、知りたい、伝えたい
- 第20条 集まる自由、集まらない自由
- 第21条 選ぶのはわたし
- 第22条 人間らしく生きる
- 第23条 安心して働けるように
- 第24条 大事な休み
- 第25条 幸せな生活
- 第26条 勉強したい？
- 第27条 楽しい暮らし
- 第28条 この宣言がめざす社会
- 第29条 権利と身勝手は違う
- 第30条 権利を奪う「権利」はない

(谷川俊太郎「世界人権宣言」より)



基本的人権とは...

第10条 日本国民たる要件は法律で定める

第11条 基本的人権の享有

第12条 自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない

第13条 個人の尊重、公共の福祉に反しない生命・自由および幸福追求の権利を尊重する

第14条 国民は法の下で平等であつて、人種・信条・性別・社会的身分などにより差別されない

第18条 奴隷的拘束(こうそく)は受けない

第19条 思想及び良心は自由

第20条 信教の自由

第21条 集会・結社及び言論・出版・表現の自由

第22条 居住・移転及び職業選択の自由

第23条 学問の自由

第24条 婚姻は自由 夫婦は等しい権利がある

第25条 健康で文化的な最低限度の生活をする権利がある

第26条 ひとしく教育を受ける権利があり、保護者は子供に普通教育を受けさせなければならない

第27条 勤労の権利と義務

第28条 労働者の団体権

(日本国憲法)



国際的な動向

【人権教育のための国連10年】(1995~2004年)

各国において「人権という普遍的な文化」が構築されることを目指す

【人権教育のための世界計画】(2004年~)

第1フェーズ… 初等・中等教育

第2フェーズ… 高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修

第3フェーズ… 第1段階と第2段階の領域に加えて、メディア専門職とジャーナリストへの研修

第4フェーズ… 重点対象は若者とし、特に平等。人権と被差別、平和な社会のための多様性の尊重



国内の動向

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】(平成12年)

- ・日本に存在している部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権確立に活用できる
- ・国や地方公共団体の責務が明示

【人権教育・啓発に関する基本計画】(平成14年閣議決定)

(平成23年一部変更)

「国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもしすぎることはない」



人権教育の指導方法等の在り方について

○人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（平成15年）

[第一次とりまとめ]（平成16年6月）

- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる。
- ・教職員一人一人が人権尊重の理念を理解し、体得することが重要。

[第二次とりまとめ]（平成18年1月）

- ・自他の人権の実現と擁護のために必要とされる資質や能力は「知識的側面」「価値・態度的側面」「技能的側面」の三つの側面から成り立っている

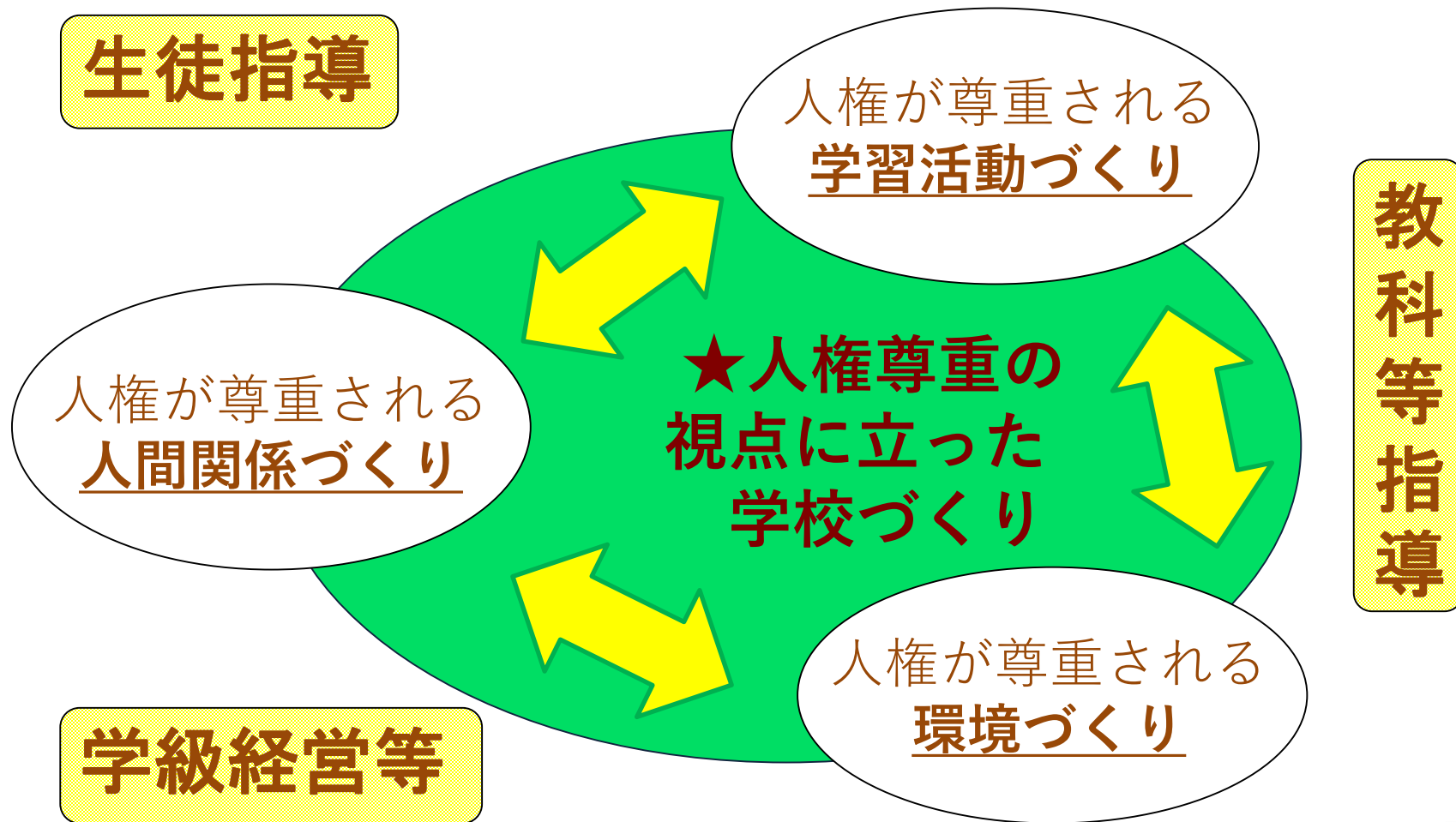
[第三次とりまとめ]（平成20年4月）

- ・人権教育を通じて育てたい資質や能力、学校教育における人権教育の目標、人権教育の取組の視点などの基本的な考え方を示す。
- ・人権教育と「学校づくり」「教育課程の編成」「生徒指導」「学級経営」等との関係の重視。



[第三次とりまとめ]

学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進



[第三次とりまとめ]

人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育を通じて育てたい資質・能力
自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

自分の人権を守り他の人の人権を
守ろうとする意識・意欲・態度

人権に関する
知的理解

人権感覚

知識的側面

価値的・態度的側面

技能的側面

人権が尊重される教育の場としての学校・学級



[第三次とりまとめ] 人権教育の構造的指導

直接的指導

① 同和問題

② 外国人

③ 女性

④ 子ども

⑤ 高齢者

⑥ 障がい者

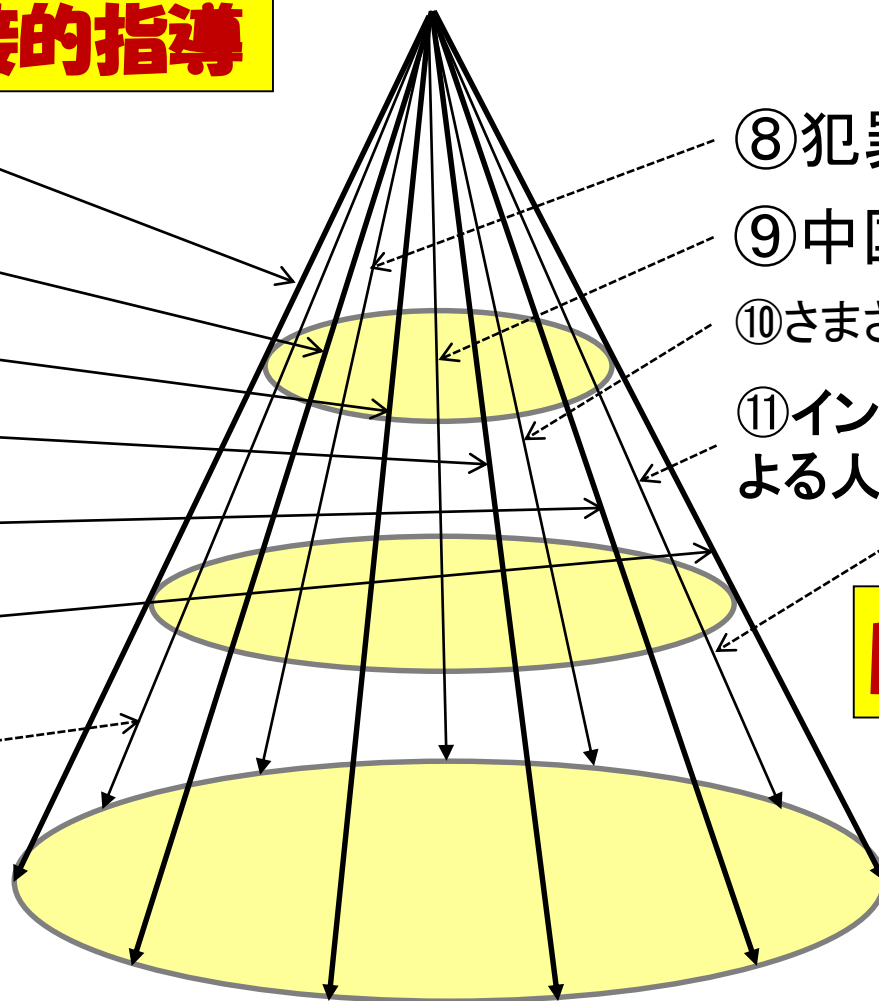
⑦ HIV感染者・ハンセン病元患者

⑧ 犯罪被害者等

⑨ 中国帰国者

⑩ さまざまな人権課題

⑪ インターネットによる人権侵害



間接的指導

日常指導



長野県の 人権教育についての施策



長野県の取組

【長野県人権政策審議会答申】(平成21年)

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の責務が明らかになる。
 - ・県内における新たな人権課題の浮上
 - 日系ブラジル人を中心とした外国人登録者に係る課題
 - インターネットを媒体とするいじめや人権侵害
 - ・同和問題とその他の人権課題も含めた新たな方向性や施策が求められる
- ⇒同和問題と外国人施策に力点をおく



長野県人権政策推進基本方針①

【学校における人権教育・啓発】

- ・様々な教育活動を通して児童生徒一人一人の人権尊重の精神を涵養し、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、解決する意欲と実践力を身に付けた人間を育てることを目標に取り組む。
- ・教職員が豊かな人権感覚を持ち、人権尊重の理念に基づいた人権教育を実践する力量を高めるよう、研修の充実に努めます。

【社会における人権教育・啓発】

- ・多様な人権課題についての正しい理解と認識をもとに、具体的な行動や実践につながるよう、学習内容や学習方法の創意工夫に努める。
- ・人権教育リーダーの育成と資質の向上を図る研修会を実施する。



長野県人権政策推進基本方針②

分野別施策の方向性

1 同和問題

- ・多様な手法による教育・啓発

2 外国人

- ・多文化共生のための教育・啓発

3 女性

- ・男女共同参画社会づくりに向けた啓発
- ・多様な活動や働き方が実現できる環境づくり

4 子ども

- ・人権に配慮した学校教育の推進
- ・児童虐待の防止等子どもの安全確保

5 高齢者

- ・高齢者の人権を尊重する意識の醸成
- ・高齢者の生きがいづくり

6 障害者

- ・障害者に対する理解の促進

7 HIV・ハンセン病元患者等

- ・正しい知識の普及啓発

8 犯罪被害者等

- ・犯罪被害者等に対する理解の促進

9 中国帰国者等

- ・市町村による取組の支援

10 様々な人権課題

- アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的指向及び性同一性障害、ホームレス北朝鮮当局による人権侵害などの人権課題の人権教育・啓発や支援

11 インターネットによる人権侵害

- ・学校・社会における教育・啓発



人権教育推進プラン 策定にあたって

①同和教育の理念・成果を生かして

- ・差別の現実に向き合い、同和問題を自ら解決すべき課題として学ぶ
- ・被差別の立場にある当事者に寄り添う
- ・課題のある子どもを中核に据えた集団づくり

②[第三次とりまとめ]の活用を

- ・人権教育に関する基本的な方針等を市町村において策定
- ・研修の連携を図り、教職員の人権教育に関する研修を一層推進
- ・学校・家庭・地域社会の連携・協力を一層推進

③長野県人権政策推進基本方針をふまえて

同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法等への評価を踏まえ、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築を図る



人権教育推進プラン 学校教育編

【効果のある学校 effective school】

「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」

⇒人権教育の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学力形成においても成果を上げている

「児童生徒をその背景まで理解する」

「一人一人を力づける集団づくり」

「チーム力をたいせつにする学校経営」 等



人権教育推進プラン 学校教育編

【隠れたカリキュラム】

教育する側が意図する・しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄

『いじめ』を許さない態度を身に付けるためには、『いじめはよくない』という知的理解だけでは不十分である。実際に『いじめ』を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて『いじめ』を許さない態度を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

教職員の言葉遣い、日々のさりげない態度等が、児童生徒を安心させたり、いじめ等を許さない雰囲気や環境づくりに努めていくことを進めています。



人権三法

- ①障害者差別解消法（平成28年4月）
- ②ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月）
- ③部落差別解消推進法（平成28年12月）



障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいがあること、無いことによって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律

- ・不当な差別的取扱いの禁止
- ・合理的配慮の提供



ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

日本に適法に居住する日本以外の出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排斥することを扇動するような言動の解消をめざす法律

・ヘイトスピーチとは



部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴い部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえたうえで、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、「部落差別は許されないもの」という認識の下に、部落差別のない社会の実現をめざす法律

・同和問題(部落差別)に関する様々な人権問題が今なお起きています

結婚・就職等における差別
差別につながる身元調査等

差別落書き等
えせ同和行為



長野県教育委員会の施策



学校人権教育

人権教育の推進・啓発・広報活動

- 学校訪問での支援、指導資料づくり
- 文部科学省委託事業 人権教育研究推進事業の実施
- 「人権教育だより」「高校人権教育通信」の掲載
- 人権意識の高揚を目指すポスターの募集
- 人権教育講師派遣



学校人権教育

ネットを介した性被害防止教育の推進

○子どもの性被害防止を含めたインターネットの適正
利用に向けた支援、研修会等の開催

- ・インターネットについてのアンケート
- ・高校生ICTカンファレンス
- ・子どもの性被害防止教育キャラバン隊
- ・ネットを契機とする性被害防止のための指導方法等研修会



学校人権教育実施状況調査より(令和元年度)

◎個別の人権課題の取組状況(R元年度学校人権教育状況調査より)

(単位 時間)

女性	6.16	同和問題	11.22	刑を終えて出所した人	0.48	LGBT以外その他	1.9
いじめ	30.07	アイヌの人々	2.45	犯罪被害者	0.86	人権一般	78.64
子ども	7.25	外国籍	18.04	インターネット	14.64		
高齢者	15.14	HIV感染者等	1.89	北朝鮮当局による拉致問題	0.8		
障がい者	18.65	ハンセン病元患者	2.34	LGBT	2.79	合計	213.33



学校における人権教育等



どんなかんじかなあ

中山千夏 ぶん

和田誠 え



伊那市立図書館

☎(0265)73-2222



0120568324



講演（車椅子バスケットボール）

奥原明男さん

（県障がい者スポーツ協会副理事長）

「車椅子になってよかったと思っている。」

日本は障がい者と健常者を分けて考えている



性的マイノリティの方への差別・偏見

- 周りと違う自分に違和感を持ちながらも、いじめや差別につながることへの不安から、誰にも相談ができず悩んでいる人がいます
- 中には、セクシュアリティ(性のあり方)に関係する“からかい”や“差別的な言葉の暴力”により、自尊感情を傷つけられ、さらには、不登校につながることもあります



性的マイノリティの方への配慮

服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレの利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上报う
授業	体育または保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別にかかる活動への参加を認める
修学旅行等	一人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」より



満蒙開拓平和祈念館(阿智村)

高等学校の学習ガイド

思いを広げる

阿智村の人権教育カリキュラム

- 2年生「総合的な学習の時間」
- 2年生「地域連携コース学習」

思いを繋げる

社会人権教育ガイド

公民館での学び

阿智村公民館と満蒙開拓平和記念館とが連携した高等学校

高校での学び

阿智村人権学習ガイド

一満蒙開拓平和記念館を核とした小・中・高・社会につながる人権教育一

阿智第二小学校 阿智第一小学校 阿智第三小学校 阿智南小学校 阿智立平小学校 阿智中学校 阿智高等学校

一歴史から学ぶ平和と人権 満蒙開拓を題材に一

阿智村では、差別で悩んでいる人の痛みをわかって「人権感覚」の育成を目的に、差別の歴史、実態、根拠を知り、認識を深める人権教育を推進してきました。

平成25年に村内に満蒙開拓歴史館を取り囲む全道唯一の記念館として満蒙開拓平和記念館が開設しました。村外から訪れる多くの学習者が訪れる、この記念館を学習センターとして、学校でも歴史から学ぶ平和と人権」をテーマに満蒙開拓を題材とした人権教育が進められてきました。

平成27年に阿智村は文部科学省「人権教育推進事業」として3ヶ年委託され、人権教育の研究を進めました。その成果の一つとして、満蒙開拓平和記念館を地域の歴史や人権、自らの生き方を学ぶ拠点として活用するため、小・中・高そして社会人権教育を推進した持続可能な学習プログラムを策定し、ガイドを作成することとしました。このガイドを使って村内の小・中・高の先生および村民が、満蒙開拓をほしめとする様々な人権課題について向き合っていたいことができたいと願います。

阿智村教育委員会

小学校の学習ガイド

事実を知る

「満蒙開拓」について知ろう

手動記念館で学習しよう

みんなが学び合う

自分だけの考えをもとめ

わたしはどう考えたよ!

見たり聞いたりして知って、自分だけの考えをもつことができた。それと、発表やまとめの時間には、それぞれの考えの強みや弱みや違いがわかってきました。「満蒙開拓」という出来事を知ることによって、自分だけの理解で受け止めることができたと思います。

中学校の学習ガイド

学びを深める

学習を深めよう

なぜ?

みんなが学び合う

自分の意見を主張しよう

自分はどう考えるあなたはどう?

「歴史を学ぶ」目的より展開した学びが最終的に決まってくるので、若い学習者の理解や態度を踏まえ、それぞれが思いがけず自分の考えをまとめることができました。特に、自分の考えについて思いをめぐらせ、相手の立場に立つて考えを深めているのが印象的でした。



あなたの心の中にある差別



部落差別とコロナ差別

【現状】

感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持に必要な事業を支えている方々などに対する差別的取扱いや言動がある

【メッセージ】

「恐れるべきはウイルスであって、人ではない。病気を理由に人を差別したり、職業や属性だけでレッテルを貼って、排除したりすることは絶対に許されない」

【「怖い」「穢れ」の意識】

人の「怖い」行動を恐れるのではなく、人の頭の中で怖さが人に移り、「怖い」が「怖い人」へと転化したときに差別が起こる

部落差別は、生まれてから死ぬまで「怖くて穢れている」ことにされた差別であり、排除である

【コロナ差別を克服するために】

コロナウイルスへの意識を、人を嫌悪するなどの感情などへ転嫁させない努力と工夫が大切



部落差別とコロナ差別

病院勤めの親を持つ子どもが、保育所から「来るな」と言われたという事案

「コロナ差別」としないための工夫

- ・当該の親に声をかける。
「病院内での集団感染や感染者の入院はないですね」
「家庭内の感染予防は大丈夫でしょうか」
⇒感染に不安がある場合 隔離しつつ引き受ける体制
隔離した子や親と連絡を取り合う
- ・不安を持つ周囲の者は、当事者から安心を得る権利がある
- ・当事者は周囲を安心させる義務がる
- ・保育所も得られた情報から対応について検討する義務がある



最後に...



「あなたのまわりに、
いないんじゃない。
あなたには、
言えないだけ。」

自分の身の回りにも、苦しんで
いる人がいるのかもしれない

性的マイノリティの方
被差別部落出身者
新型コロナウイルス感染者
その周りの方々...



また、お会いできる日を楽しみにしています。
人と人がつながっていくこと、素敵ですね。

